

住民税均等割のみ課税世帯等支援 給付金のご案内（10万円/1世帯）

- 住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金 **（1世帯あたり10万円）** は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 世帯の中に、平成17年4月2日以降に出生した児童を含む場合、児童1人あたり5万円が加算されます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 非課税世帯等給付金7万円を受給した世帯は、本給付金対象外です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**
児童1人あたり**5万円**

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から**20日以内**が目安です。

支給対象と申請の有無

基準日(令和5年12月1日)において、棚倉町に住民登録があり、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯。令和5年12月2日以降に支給対象に該当された場合は、別途申請が必要となります。

今回のお知らせ(確認書)が届いた世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割のみ課税」の世帯

- 同封されている確認書の中身を確認して、記載された口座に変更ない場合は、氏名等のみ記載して返送してください。

※一部申請が必要な場合があります

確認書は、令和5年12月1日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。世帯の中に、未申告者または令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合は、申請が必要になる場合があります。



支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

◎世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が同封されています。
- 中身を確認して、健康福祉課福祉係に返信用封筒で返信してください。
- 確認書に記載されている口座番号は、特別定額給付金または前回の非課税世帯給付金の受取口座です（口座情報の登録がない場合は空欄になっています）。



【確認事項】

- ①記載された給付金支給口座番号に誤りや変更がないか
- ②世帯の全ての方が住民税が課税されている方の扶養親族ではないこと
(例：親（課税）に扶養されている学生の単身世帯、子（課税）に扶養されている両親の世帯等)

※意図的に虚偽の確認をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

◎世帯の中に、未申告がいる場合 または、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 世帯の中に未申告者または転入者の方など課税情報が確認できない場合は、**申請が必要です。**
(未申告の場合は、町税務課でご相談ください。)
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に健康福祉課福祉係窓口へ、直接または郵送でご提出ください。
- 申請書は窓口へ備え付けてあるほか町ホームページからもダウンロードできます。 URL <http://town.tanagura.fukushima.jp/>



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

棚倉町役場 健康福祉課福祉係

「住民税非課税世帯等に対する

臨時特別給付金」窓口 **0247-33-2117**

受付時間 平日8:30~17:00 (土日祝、12/29~1/3を除く)

